

介護保険料減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症への対策として新たな減免制度ができました。もし、新型コロナウイルスの影響で介護保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免が受けられる場合があります。次の①または②に該当する方については、介護保険料の一部または全部を減免します。

①対象の方が属する世帯の生計を主として維持する者（世帯の中で最も所得の多い方）が新型コロナウイルス感染症によって重篤な傷病を負われたか亡くなられた場合

対象保険料※が全額免除となります。以下の必要書類をご準備して関市高齢福祉課までご相談下さい。

【必要書類】

「介護保険料徴収猶予（減免）申請書」
市役所窓口にて記載

- ・ 医師の診断書（死亡診断書）
- ・ 感染症患者医療費
公費負担決定通知書
- ・ 入院勧告書

いずれか1つ

新型コロナウイルスによる傷病
（死亡）が確認できる書類

例) 減免対象者の配偶者が新型コロナウイルスに罹患し、入院した場合



A:減免できます。

ただし、配偶者の方がその世帯の中で一番収入が多く、入院期間が1か月以上である必要があります。

※対象保険料：発症した日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料

